

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表：令和4年2月

事業所名 発達支援室クオール鳥羽（児童発達支援）

	チェック項目	取り組み状況及び今後の対応
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	利用児の安全に配慮し、法令を遵守したスペースを確保しています。
	2 職員の配置数は適切である	法令で必要とされる配置数に加え、指導員又は保育士を2名以上配置しています。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	介助や見守りが必要な利用児に対しては必ずスタッフが付添う体制になっています。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	一日に何度も清掃・消毒することとし、清潔を保ち、安心、安全な環境整備に取り組んでいます。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	当日の申し送り、週1回のカンファレンスや毎月のミーティングで話し合い、共通認識を持っています。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	入室時の保護者との会話の中で意向を確認しています。また、年1回のアンケートを実施しています。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	当社ホームページにて公開しています。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	保護者と事業者による第三者評価を実施しています。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	外部オンライン研修に参加し、研修後には職員で情報共有しています。学習会等内部研修も月1回行っています。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にして計画期間ごとにアセスメントを取った上で児童発達支援計画を作成しています。ご要望等あれば、ご遠慮なくお伝え下さい。必要に応じて発達検査・知能検査を実施します。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	カンファレンスの際に児童発達支援ガイドラインに示してある項目を確認しながら実施しております。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	児童発達支援計画に基づいてカンファレンスで話し合い支援を行っています。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	ミーティング時に話し合い、個別支援計画に基づくものを立案しています。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	ミーティング時に振り返り、話し合っています。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	個別の課題、集団の中での育ちをふまえて支援計画を作成しています。
17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	当日申し送りで、利用児の担当や支援プログラムの確認を行い、共通認識を持っています。	

	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	その日の利用児の様子を確認し、次回の支援に向けて、共通認識を持っています。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	来室時の様子、保育所や家での様子等、利用時に得た情報も日々の支援とともに記録しています。気づいたこと気になることはすぐに、メモを取るようになっています。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	アセスメントを元に、優先順位をつけて長期目標と短期目標を設定した、児童発達支援計画を策定しています。適宜ミーティングで意見を出し合い、見直しを行っています。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	児童発達支援管理責任者をはじめ教室内全てのスタッフが利用児の状態を把握しチームでの支援を展開しています。会議には児童発達支援管理責任者、支援を担当するスタッフ1名程度で参画しています。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	必要に応じて、関係機関との連携を行い、情報共有して支援に繋げています。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	保護者も交えて、共通認識を持ち、主治医との連絡体制を整えています。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	保育所や学校等と必要に応じて連絡を取り合い、統一した支援をし相互理解を図っています。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	日頃から連絡を取り合うようになっています。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	コロナ感染予防のため、今年度の実績はありません。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	主にオンライン会議で参加しています。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	その日の利用児の様子について保護者に伝え、共通理解を持っています。
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	利用時に伝えたり、別日に保護者との面談を行い、保護者支援を行っています。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	運営規程、利用者負担等について、契約時に丁寧に説明させていただいています。支援内容については面談時また毎回の支援終了後に説明させていただいています。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	半年に1回見直しを行い、面談時に保護者に提示し同意を得ています。

保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	保護者から相談を受けた時はすぐに対応し、また事業所内相談や家庭訪問を随時実施しています。ご都合の悪い時はご遠慮なくお断りください。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	保護者会の開催をしてほしくないとお声を尊重し、負担にならないように父母の会等は実施しておりません。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	保護者から相談を受けた時は、すぐに対応し、安心していただけるように支援を行っています。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	月1回お便りを出し、行事等の予定を把握していただけるようにしています。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	スタッフミーティング時に徹底周知し、個人情報や記録書類は書庫で保管し人目に付かないようにしています。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	一人一人に応じた対応を心がけています。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	コロナ感染予防のため、今年度は地域住民の方を対象とするイベントは実施できませんでした。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	マニュアルを策定し、研修を実施しています。保護者の方へは、契約時に丁寧に説明させていただいています。感染症に関しては、医療機関から指導をしてもらっています。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	定期的に避難訓練を行っています。その都度、保護者の方にお知らせしています。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	初回面談時に確認し、その後も定期的に状況を確認させていただいています。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	すべての利用時について、アレルギーの有無を確認し、該当物質との接触が起こらないよう留意しています。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	事例が起こった際には、ヒヤリハット報告書を作成し、ミーティングや申し送りで共通認識を持つようにしています。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	県や市主催のオンライン研修等に参加し、内部研修をして伝達しています。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	現在、身体拘束を必要とする利用児がいらないため実施していません。